



川崎男自動車で即死

このむ

てきごと 男爵川崎寛名ミ言ふ人、自家用自動車を運轉して箱根から東京へ歸る道すがら小田原で藝妓を呼んで遊興し、藝妓を自動車に乗せて東海道中酒匂橋を渡る際運轉を誤つて、高さ十數尺の崖から田の中へ眞逆様に墜落し、男爵は頭部をハンドルに打つて即死し、藝者二人は重傷男爵母堂は心痛のあまり卒倒。(八月十二日東京の諸新聞掲載)

ひはん お氣の毒だミ言ふだけの事だ、遭難場所は酒匂橋架換のきき橋詰の道路を贅澤な程取擴げた所であつて、直線道路であるから假令免狀を持たない運轉手であつても失敗するやうな所では無い、であるから道路施設の方には、尠しも手落がない筈で、通行者川崎男爵の方に罪がある。使用してゐた自動車は競争用のもので運轉臺より外に座席が無いのに、藝者を乗せた爲に運轉が不自由であつたのミ酒に酔つてゐたから奇禍に遭つたのだミ言はれてゐる、が併し日本武尊が龍神へ祈誓される爲に川に神酒を灌がれて

から酒の匂がするので酒匂川に言ふ位だから川崎男も龍神の祟で酒の爲に命をなくしたのだと、言ふやうな間違つた傳説やら駄洒落で此問題を片付け度ない、夫れは本人の死に對しても相濟まない譯だ。

自分の自動車は自分が運轉すると言つた調子の米國邊りなら、自動車を運轉することは餘り自慢にもならないが、運轉手免狀を貰ふのに七六カ敷試験を経なければならぬ我國で、相當社會に地位のある人が自ら自動車を運轉することは時に自慢だらうし、其の自慢は亦藝者のやうな社會からは歓迎さるゝものだ、此小さな誇の爲に自らを亡ぼし人を殺傷すること程馬鹿な所作は無い、鐵道踏切に於ける交通事故で常に藝者を乗せた自動車の失敗が多きを占むるのも詰らない誇の爲だ。

酒に酔つて高速度の自動車を運轉することは、各地方廳で禁止してゐる所であらうし假令其の禁止が無いにしても交通道德の上から許すことが出来ない、成る程自分が自分の生命を捨てむとする者を強て此世に在らしむる必要はな

い、勝手に死なすべしであつて、現行刑法に規定してゐる自殺關與罪でも此意味で相當緩和する必要がある位に考へられる、併し自分が自分を殺傷することは人の自由であるにしても、其の自由の爲に他人を殺傷してはならぬ、此意味で萬人が交通する道路上に於ける酔つばらい自動車を、法が排斥するのであつて、交通道德も亦之を許さない所以だ。

こゝ言へば川崎男の死に對して聊か氣の毒な感がある、併し之を忍で特に言ふ所以のものは、世に此種の人が尠くない、朝から晩まで働き通しても七錢均一の電車に乗れない連中が世の中の大部分を構成してゐるとき、自家用自動車を持つて面白半分に飛び廻ることは現代制度の下では已むを得ないにしても、道路を交通する公衆に迷惑にならぬやうに心懸けねばならぬ、夫等の人々が川崎男の死に鑑て反省自制するやうになれば、川崎男の死、必ずしも大死では無からう。

銀ブラ黨の福音

てきごと 復興計畫の仕事で、品川から上野へ大幹線道路が出来たので、新橋や銀座通りに敷かれてゐる電車を其の大幹線道路に移し、電車跡を花壇式植樹帯とし都市中心の遊歩道として銀ブラ黨を喜ばすことに爲つた。(八月某日 東京日日新聞掲載)

ひはん 建て詰つた町家に日中起臥労働する人々が、一日の勞苦を慰むる爲に一定の場所を漫歩するのは已むを得ない人情だ、其の用に供せられたのが帝都の銀座通り、震災前にも随分賑かつたものだ、復興してからは西洋化する感がないでも無いが、夫れでも銀座と言ふこゝ一種の魅力を親しみを直感する。銀座情調と言ふものが出来上つて此處を散歩するこゝを「銀ブラ」と言ふやうに爲つた、その交遊は實際肩摩の狀態だ、東京を中心として流行するスタイルも此處が發源地なら新規の犯罪も此處で手始められ西洋式の淫賣もある、此處をブラつかなければ都會生活が出来

ない、生活上已むを得ない巷とでも言へやう。

此已むを得ない歡樂の巷を、無風流にも汚い電車が疾驅する、一圓タクシシが動きながら客を呼んでゐる、漫歩の地も是等の交通が繁激なので通行者の心膽を寒からしめてゐる、此危険を無くして自由遊歩の街路にするのが復興事業だ。言はば銀ブラ黨の爲にする復興事業だ。

夫れは觀方に依つては結構なこゝに違ひない、明日働かなければならぬ原動力を養成する爲に一夜の漫歩に耽る、夫れも可い、併しながら夫れを復興事業として執行するのが可いか悪いかは別問題だ、復興事業に投ずる金は限られてゐる、幅の大きな道を拵へても近代式舗装を施さないばかりか砂利も敷かない、言はば半製品の道路で拵て、置きながら、銀ブラ黨の爲に花壇式植樹帯を拵へるなんて餘程考へものだ、半製品の道路で汗を拭き拭き車を轆く有様や自動車が立海灘式の運轉をやつてゐるのを救済するのが復興事業の最終の目的では無かろうか、之を實現するのが可いか、遊び半分に銀ブラをやつてゐる者を喜ばすのが可い

かは、永く考へ込まなくつても直く別識が出来ることにて、之を策したのは愚の骨頂だ。

交通緩和の爲なら金の無い市電を強て新道に移す必要はない、自動車の交通を新道の方へ振り向けば夫れで十分だ。娯集性を捨てることの出來ない人間は、新道が出来たら新道へ新道へ行くにきまつてゐる。假令人爲的に新道の夜店を禁止しても舊道との對照で解禁せなければならぬ事に至るのは明かだ、路政當局が交通の現狀に墮するのは困つたことで交通を指導して行くのが必要だ。否な義務だ。

日本電力の神戸乗入問題

できごと 日本電力會社が、神戸市内に送電する許可を得たので、送電用建柱の爲に神戸市内道路の占用を市長にお願いしたが市長は何故か夫れを處分しない、その裏面には市ミ宇治川水力電氣が送電に關する報償契約を締結してゐる勢に依るので、日本電力は道路占用の許可裁定を内務大臣に申請したそうだ。(八月某日神戸新聞掲載)

ひはん 巷の噂としては少々堅た過ぎる問題だ、が併し東京や其の附近ばかりの事件を批評するのが巷間子の能てないから少し評して見たい、詰り神戸市長は官廳のよくやる手で日電の出願を握り潰したのだ、ミところが道路法では道路の占用が法令に依り土地を收用又は使用することを得る公衆の利益となるべき事業に係るものなる場合に於て、管理者が正當の事由なくして其の許可若は承認を拒み又は不相當なる占用料を定めたるときは、主務大臣は事業者の申請に依り占用を許可若は承認し又は占用料を定むることを得、ミ規定してゐる日電が内務大臣の裁定を求むる前提として道路管理者たる神戸市長の占用許可を拒むた處分がなければならぬ、之は道路法の文字解釋上當然の歸詰である、が併し一歩進むて何が故に此規定を設けたのであるかを證議せなければ法の解釋上十分でない、此規定を設けたのは公共の利益を爲るやうな所謂公益事業の遂行を道路管理者の判斷だけに依つて阻止することは、公衆の共同生活上不利益であることを見たから夫れを救濟することを含みした

のである、であるから理由なく日電の出願を握ることは道路法の精神に反するものと言はねばならぬ、従つて出願を故なく握ることは道路占用の不許可處分があつたもの、所謂消極的處分があつたものと解釋して主務大臣が裁定するのが合理的のやうにも見える、併しながら是迄の行政慣習は文字解釋に依つて取扱はれてゐた、望月内相ではないが他省に比較して智者の集つてゐる内務省のお役人が、矢張り舊時の文字解釋に支配さるゝか、夫れも新法學の解釋に従ふか、之をさう裁くかは斯界の見物であろう。

併し神戸市が市民の利益の爲に宇治電を締結した報償契約で日電の送電を阻止する義務があるにしても、夫れを唯一の理由として道路管理者としてする處分に其のこゝを反映せしむるのは法理上許されないことだけは明かだ。

一體此様な問題は何故に起るかと言ふことも考へなければならぬ、市民日常生活に重大な利害關係のある事件に就て、全然其の公共團體の意見を斟酌せず、一營利會社に送電事業を許可したのが根本の誤では無からうか、市内に

電車を敷設するときは其の市の議會の意見を聴き、私設會社に瓦斯事業の經營を免許するときは矢張り同じやうに意見を聴くことは、軌道法やら瓦斯事業法の規定してゐる所であるのに、送電の場合やら地方鐵道敷設の場合に限つて、直接利害關係を持つ公共團體の意見を考慮しないのは、制度の一大缺陷と言つて可い、許可若は免許の權限を持つてゐる官廳が眞に自治制の精神に自覺があつたならば假令電氣事業法や地方鐵道法に規定が無いにしても公共團體の意見を徴して處分するのが當然である、此事件でも送電許可の場合に遞信大臣が神戸市の意見を聴いてゐたならば、日電は其の意見に聽て事業を計畫しただらうし、市も亦相當考へたであらう、送電事業途中の今頃になつて起る問題では無い。

政府要路の者が、口を開けば常に地方自治の擴張が必要であることを吹聴し、地方自治の當局も夫れを要求して已まないにも不拘、この實際は自治不尊重の事例が多い。是では何年経つても我國自治が發展しない所以であらう。